

取締体制の強化を図ったため、明治四〇年以来大きな盛り上りをみせてきた労働運動も、消極的な活動へと転換をはじめた。

三 長町貧民街と警察

長町と 日本書紀に雄略天皇一四年正月、「身狭村主青等、吳国使と共に献上の漢織、吳織および衣縫まきぬい媛、木賃宿 弟媛等を將いて住吉津に泊る」とある。名呉の浜、名呉の海、名呉の江といわれたこの浜辺は風光明媚な海浜であった。このあたりに名呉町がひらけたが、のち長町といわれるにいたった。摂津名所図会大成によれば、道頓堀川にかかるこの往来筋は、人の往き来でにぎわい、鮮魚の立ち売りなどがさかんで、また九丁目までの左右には宿屋が多く立ちならび、なかには数百人も収容できる大きな旅籠屋は、浪速名物に数えられるほどにぎわいであった。

寛政七年長町一丁目から五丁目までを日本橋通、六丁目から九丁目までを長町と改め、日本橋通と長町を区分した。そして寛永のころ、当時の東町奉行久貝因幡守正俊（寛永一〇年）によってこの長町に木賃宿が設けられた。また石丸石見守定次（延宝七年）は諸国から大阪へ出稼にきた働人足（米働人・油穀）などのために長町に木賃宿を許した。

長町六・七・八・九丁目に木賃宿を許可したるは、独り旅人のみならず、身代を分散して無宿袖乞となり、或は日々市に出て日雇となり、荷物持となり、搗米屋・酒造屋・

絞油屋の働人足となれる者等をして、些少の金銭を出し容易に雨露を凌がしめん為なり。而して是等無宿者中には盜賊悪党あらんも知るべからざるを以て、木賃宿は一方にそ

の取締に任せしに、市中並びに端々町続在領旅籠屋・奉公人口入・煮売屋渡世の者、または旅籠屋仲間に加わらざる小宿に於て、無宿者を宿泊せしむるもの出でしかば、安政

六年令してこれを禁じ、向後犯す者あらば嚴重の処分に及ぶべしといへり。（大阪市史稿）（二巻八〇頁）

長町は街道の旅籠町として発達するいっぽう、このように商都大阪へ働き口をもとめてやってくる下級の職人等のたまり場として独特の形態をそなえたが、これに加えて盜賊・悪党・非人・乞食の類も自然と増加する傾向となり、やがて純然たる貧民街を形成するにいたった。上田秋成の癩癖談（がたりもの）には、すでにこの長町のスラム描写がなされている。文久元年町奉行は、救小屋を建て老幼病者を収容し、行路病人難渋者等に対する救護が行なわれた。

明治元年七月、当府では布令をもって長町木賃宿まがいの宿屋取締の件として、無宿者・悪業をはたらく者等が長町の木賃宿に巣くうのを防ぐ一方、貧民街の拡大を抑制した。つづいて三年二月木賃宿ほん引、不正身元引受を禁止し、木賃泊は、「長町四丁に限る」こととした。さらに一九年一月にいたって、宿屋取締規則（府令第百六十三号）を制定、「木賃宿は大阪四区内に於て営業するを得ず其接続町村に於ては場所を限りて許可すべし」と改められたが、南区に属した長町では、日家賃をとる長屋の形態をとって擬装し、そのままいすわるようになった。

長町の 長町は今の浪速区日本橋三丁目から五丁目あたりを、北から南へ街道を縦貫している表通りと、これを実態を境に左右の裏町に長屋が東西に建ち連らなっていた。長屋の大部分は二棟ずつ向かい合わせに建てられており、表通りは大方家主が住んでいた。その町並も二階建ての通常の町家と変わらない間取りであったが、不

第四章 地方制度の整備と警察

潔なところが多く、ほかの地区の裏町と大差がなかったといわれている。長町は五丁目目が最も戸数多く、居住人口では四丁目が多かった。

政府から派遣された榎村巡察使の報告(明治六年)は、「勸業課の処分宜しきを得ば、或は良民となるべきものあらん。日本橋以南長町も亦窮民の集る処にして、高津新地より一層甚しく且つ多し。道路に棄たる廃物を拾い帰へるあり。魚鳥の臟腑を持帰へり食うあり。此処にては業を為すものを見ず。食するに非ざれば必ず昼寝す。是れ則ち窃盜・拘摸・賊徒の巢窟たり。」といっている。そのほか三間憲兵中佐、警官練習所講師ヘーン大尉も長町を巡視し、その在り方について指摘している。

また、都市下層社会の実情報告としては、時事新報の二十一年二月八日第二、一一二号から第二、一四六号に、同紙記者鈴木梅四郎(当時小林姓)が連載した、「大阪名護町貧民社会の実況紀略」、および横山源之助(貧民・労働問題研究家)の名著といわれる、「日本之下層社会」(明治三一年刊)は、当時この種記録として注目に値するものであった。貧民とそれの対策については関係当局も腐心するところであったが、「この時期におけるいわゆる貧民の増加は識者の認めざるを得なかつたところである」として、ようやく社会問題として取りあげられるようになったことを物語るものであった。鈴木梅四郎の実況紀略によると、(西田長秀編) (都市下層社会)

名護町三丁目より順次に左右の路次に立ち入りて、視察したる内四丁目中程の東側右手の一棟は名護町にても可なり
の貧困長屋にして、中にいと憐れなる一家居を認めたり。
ホノ暗らく且ついと狭隘なる長屋の戸口には種々の糜泄
物、半ば腐敗したるものアチコチに散乱して近寄る可から

ず、其傍らには全体を露出して覆いなき尿壺、尿壺を兼ね
たるもの持てり。——中央には縞柄布目の分らざる程に薄
き布団一枚を布き、且つ覆いたる老婦あり。年令は五十四
五なるべく、久しく病み労れたり見え顔色、一種の青味
を含みて、呼吸安からざるの声あり。余等一行の屋前に立

ち止りしを見れども身動きを為さず、瞳孔少くゆるめきし
のみ。其傍らには七・八才の男子、耳辺より頭部全体に藁
瘡の握り付けたるが如く生じたる者、所破れたる上袖は
ムシ取りたりと、覚ゆる弊衣を着て不行儀に侍坐し、彼

方の隅には土瓶、大小の茶碗、或は重り或は倒れて散在
し、此方には破れたる蚊帳と思はしきもの蟠りて、其一部
は老婦の布団の下に敷かれたり。

と、長町居住民の悲惨な生活状態をひろく報道した。また、鈴木の実況紀略は長町住民の職業を南区役所・南警察署の二十一年九月三〇日の調査をもとにして、次表のとおり大別している。

職業名	一五年未満の男	同上女	一五年以上の男	同上女	男女合計
普通商	八〇	六六	一六九	二二二	四九一
質古物	三	一五	七	四	二七
傘	九	六	二二	一五	三七
菓食物	六	六	一七	一七	三四
飲食物	七	二	一〇	一〇	二〇
貸業	三	二	五	三	八
工業	三	二	五	三	八
靴業	三	二	五	三	八
軋夫	〇	〇	〇	〇	〇
肩夫	〇	〇	〇	〇	〇
マッ	三	二	五	三	八
チ	三	二	五	三	八

第三節 社会運動と警察

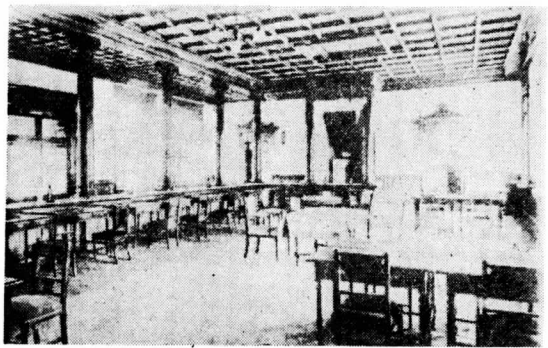
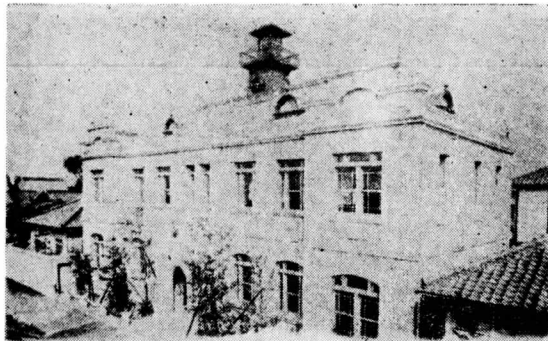
被	遊	屑	無	雑	学	乞
一四	拾	拾	業	業	生	食
一〇二	二〇	三三	五五	三	六	一五
二〇	一八	二六	七九	五	五	三三
三三	三	一四	七	六	〇	七
三〇	三	四三	四	三	〇	一三
八三	一五	一九	一七	一〇	一	四

これら住民の職業は種々雑多で、例えば麻裏の表縄編み、千日前の小興行小屋と市中の門口に立つ新内・一つとせい節・女すもう・手品・うかれ節などの諸芸人をはじめ、人力車の先びき・古下駄買い・ランプのホヤ破れ買い・古木拾い・その他雀・亀・蜆等を橋の上や人の集まる所ならべ、銭をもらって放してやるもの、あるいは大殺・猫取・人家の軒下に近い所や、橋ぎわの川にはいつて川底の泥をすくいあげ、針・釘・硬貨などを拾う河童(がた)・塵芥から紙屑・布切れ・金物などを選びわけけるもの、そのほか西国順礼、金毘羅参りなどがあったが、いづれも恵まれた生活とはいえないものであった。

これらの職業のほか、窃盗を副業とするもの多く、「名護町貧民の窃盗は、古来一種の職業となり居りたるものなるが故に、強盗・窃盗・掏摸・騙盗等大小の盗賊社会は立派に組合の組織立ち」(前記鈴木)といわれるほど盗賊の隠匿、盗品故売のルートをはじめとする犯罪の情報提供など悪の温床をなしていたことはあらそえない。長町の 前記長町探訪につづくものとして、二三年のコレラ大流行のさなか、あめ屋に変装して長町に潜入し 移 動 た新聞「日本」の記者桜田文吾(大我)は、同紙上に「貧天地飢寒窟探検記」を連載、長町を大饑寒窟

として紹介した。それによると二一年九月当時の長町の住民は、総戸数二、三二三戸、総人口八、七〇五名、このうち家主は一四五戸、表通りに住むこれら家主は貧民ではなく、逆に貧民に高利の金を貸し、高い家賃をとりたてなかに富裕な者も含まれていた。

一九年、府庁で開かれた大阪細民移住会議では、長町の移転について論議するところがあつた。適当な地に区郡共同で長屋を建て、そこへ貧民を收容しようとするものであつたが、実現されなかつた。いっぽうコレラ流行



望楼があつた難波警察署と公廳・明治44年竣工
(東大阪市・小原氏蔵)

などによる衛生的見地から、二六年一〇月には府内務部主管から衛生事務が警察に移管され、清潔法制定(二七年)などあいまって、これらの地域も次第に環境浄化の対象となつた。その結果徐々に長町は変化するところがあつた。すなわち「名護町の面目を改めたる警察衛生の当局者が尽力によりしも多かるべけれど、寧ろ各種工業の起りし庇蔭によりしもの与りて多からんとも思はれ申候、但し名護

第四章 地方制度の整備と警察

町の面目以前に比して一変せりというも、名護町的貧民が大阪の社会に消滅せりというにあらざして、其の半ば場所を變じて今日は天王寺村、今宮村、難波村の各所に移りて第二の名護町を作りつつあり、浜の真砂は絶ゆるとも世に貧民は消滅せず」(横山源之助・日)といわれている。

三〇年の市域拡張にもなつて、関西線までの今宮村北半分が大阪市に編入されたことにより、南区は多くの貧民をかかえるようになったが、三六年の第五回内国勸業博覧会の開催で、道路拡張をかねて長町を移転させることになった。このとき日本橋筋の表通りはとりこわされ、新しい道筋にあたる家屋は改築されるなど、従来とかわり一新された。さらに四一年には市電の軌道敷設により街路が拡充、貧民は路地内裏通りの日東一、二丁目、東西関谷町などへ押しやられた。これらに移住できなかったものは、市外に追い出されるはめとなり、今宮方面へ移動、のちの通称釜が崎地区、現あいりん地区へと変転するに至つた。

難波警察署 これらの環境浄化とあいまって、三九年六月二八日から約二か月余にわたつて、所轄難波警察署の特別取締(浪速署の前身)は、長町一帯の特別掃蕩取締りを実施したが、その記録によると西関谷町に臨時出張所を設け、対象となつた地区は、河原町二丁目東関谷町・西関谷町・広田町・南高岸町・北高岸町・船出町・日本橋東一丁目・同二丁目・下寺町三丁目・同四丁目・日本橋筋四丁目・同五丁目・逢坂下之町の各町を警戒区域として、巡查二〇名ずつが午前八時から午後六時まで、部内の戸口調査を行なうとともに、視察名簿を作成して嚴重に監視を続行した。無職業者に対しては、日数を限つて業務に就くこと、挙動不審の者には原籍に照会するなど、また不審なる宿屋、下宿屋には巡查を立番させ、徹底した悪の掃蕩を図つた。その結果は次表のとおりである。

三九年自六月二八日臨時出張所成績表

種別		視察数		視察嚴重なるため転居先明瞭		同不明		正業に就きたる数		処分数	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
犬											
計		一〇		〇		七		二		一〇	
買屋		〇二		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇	
犬殺		〇七		〇五		〇七		〇二		〇〇	
殺											
計		一元		五		元		七		二	
買屋		〇二		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇	
犬殺		〇七		〇五		〇七		〇二		〇〇	
密売淫置屋媒介合容止者											
計		六		〇		四		三		二	
買屋		〇二		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇	
犬殺		〇七		〇五		〇七		〇二		〇〇	
密売淫婦											
計		二〇		〇		七		三		二	
買屋		〇二		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇	
犬殺		〇七		〇五		〇七		〇二		〇〇	
不良少年											
計		四		〇		二		一		〇	
買屋		〇二		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇	
犬殺		〇七		〇五		〇七		〇二		〇〇	

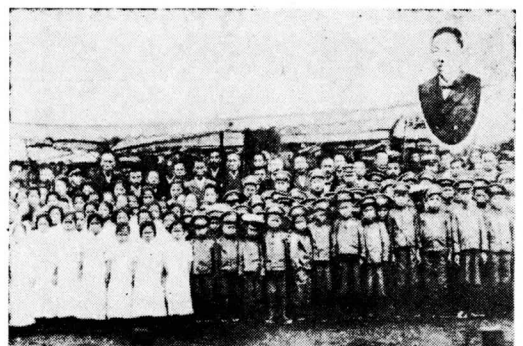
計	浮浪者			計	宿屋			
	種別	現在地視察嚴重なるため転居する浮浪者数	行先不明のもの		種別	現在視察をなしたつ宿屋に類似のもの	同業	同上休業
計	男 女	凡 五〇	〇〇	計	下宿 旅人宿	五〇	三〇	三
計	一五	〇	六一	計	五	五	三	
空戸及改造戸数	〇	〇	〇	空戸となりし戸数二五六・改造をなしたる戸数三四・改造をなしつつある戸数四一				

貧民学校の設立 四四年七月、内務省では都市社会事業の資料として、東京大阪の細民実態調査を区役所およびと難波警察署長 警察に行なわせたが、(内務省四五年三月二 八日細民調査統計表)この調査に警察を起用したことは、警察の末端組織が整備され、派出所・駐在所には管内事情に精通した警察官が配置されていることと、貧民対策はときの治安情勢

上、看過できない問題であったためと思われる。難波警察署は管内に一大貧民街を有しただけに、その対策は署の重要施策のひとつで、この細民調査には署長が先頭に立ち調査隊をくり出したといわれている。

警察部長池上四郎は、貧民救済については関心が深く、警察部の衛生・保安課長を歴任した警視天野時三郎を難波警察署長に任じたのであった。また池上が大阪市長のとき、市の社会部長に天野を抜てきしている。この池上と天野の連係によって、不就学児童を対象とした夜間学校が開設された。

天野署長は四三年に難波警察署長に就任しているが、管内を巡視したときに、当然学校へ行っているはずの子供達が貧しい家計を助けるため、救民産業といわれたマッチ工場に働き、あるいは働かされている実情を知った。そこで関係機関にはたらきかけるとともに、学校設立を思い立ち、それに学校の先生をはじめ、町の銭湯主、理髪店主、医者などが協力し、設立資金は町の実業家から寄付を仰ぎ、四四年六月まず私立有鄰尋常小学校(木津北島町三)、ついで翌七月、私立徳風尋常小学校(岸町)が開設された。難波警察署沿革誌につきのごとく記されている。



有鄰学校と子どもたち (浪速区・新田ベルト株式会社蔵)

明治四三年警視天野時三郎の赴任するや、能く下民の状態を視察して、貧民部落根本改善方法として児童教育の急務を感じ、貧民学校設立の必要を認めれば、土地の有力家新田長次郎にこれを諮りたりしに、同氏は即時に賛同し、学校の経営者たるべき快諾を与えたるを以て、更らに難波第六尋常高等小学校長松村誠一氏に諮りたるに、同氏また大いに賛成し、奮って教務の任に当たるべきことを誓う。越えて四四年六月一日木津北島町二丁目に於いて長屋建三戸を借受け児童一三三名を收容し、始めて夜間教授を開始せり。名づけて有鄰学校と称す。一度この美筆を社会に発表せらるるや、四方同情の人士先を争い学校用品、衣類、帽子、靴、下駄、浴券等寄贈するものあり、かくして同情の涙は不幸なりし彼等の上にそそがれ、たちまちにして開校は行なわれたり。

また徳風尋常小学校は、部内有力者久保田権四郎と諮り、七月五日南区高岸町に仮校舎を設け、貧家の児童一四四名を收容して開校の式を挙げ、名づけて徳風尋常小学校と称す。

大阪府警察史 第1卷

昭和45年11月20日発行

P317

大阪府警察史年表

編集 大阪府警察史編集委員会

発行 大阪府警察本部

印刷 東京法令出版株式会社

大阪市都島区東野田町1丁目17番12号

電話 大阪 352-7091

長野市南千歳町1005番地

(7.1200.-)